

準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見及び事業者見解

番号	区分	意見の内容	事業者の見解
1	植物の項目について	植物相の植生調査は任意の踏査によると書かれていたのですが、どのくらいの正確さで調査がなされたのでしょうか。植物の保全対策はたまたま発見された注目すべき個体、集団、種、群落にしかなされない、との印象を受けました。人の立ち入りにくいような場所に希少種が生育していたりはしていないのでしょうか。踏査のルートには調査のしやすさなどの主観は入ってはいないのですか。どのようなことに配慮して踏査を行ったのか、希少種の確認のめれなどの心配はないのかをもう少し詳しく説明していただきたいです。	植物の調査は、文献資料調査を行った上で、専門家の指導・助言に基づき実施しました。 なお、調査結果について、専門家の了承を頂いており、適切な調査が実施されたものと考えております。
2	植物の項目について	希少種については移植するつもりでしたが、工事終了後は元の場所には戻さないのでしょうか。元々いた場所が最良だと思うので、工事終了後のことも知りたいです。しかし、元の場所に戻すとすると2回移植を行うことになり、その植物体にとってはより負担がかかることにもなると思います。その点も考慮してどのように考えていらっしゃるのでしょうか。	植物の予測評価において、希少種等の注目すべき種のうち、工事の実施による消失及び水分条件等の変化による間接的な影響を受けると予測された個体については、工事実施前に移植適地や手法、時期等について専門家の指導・助言を受け、移植を行います。 移植対象個体の現状の生育地は、工事の実施により環境が変化するため、移植対象個体が生育することは困難であると考えられます。
3	植物の項目について	植物の調査期間に冬が含まれていないのが気になりました。冬に植物種、特に草本類が少ないのは確かですが、一応調査すべきではないでしょうか。	植物の調査期間は、文献資料調査を行った上で専門家の指導・助言に基づき、当該地域に冬季にしか存在が確認できない種が分布していないことを確認し、専門家の了承を得て冬季の調査を実施しないこととしました。
4	植物の項目について	植物の生育基盤である土壌についてです。表土には、その場所の埋土種子がたくさん含まれていますので、土地の改変が止むを得ない場合には、表土を一時的に保管してまた戻すという工法が存在します。また、工事によってできた法面に成長回復の早い種子を吹き付けて、植生の回復を促すという方法もあります。前者は、技術的な問題や、手間とお金がかかり、後者の場合は、地元の種子が使われずに、定着の早い外来植物の種子が使われることが問題となっています。このような方法がある中で、当事業では、こういった観点からの土壌への対策は行うのでしょうか。また、工事に伴って植栽を行うことがあれば、できるだけ現地の植物を調達して行うようお願いいたします。	現地調査の結果、改変部及びその周辺で、準備書の植物種リストに示すとおり多くの外来種が確認されました。 これらの外来種は、埋土種子として土中に含まれる可能性が高く、表土を法面に利用した場合に、外来種を拡散するおそれがあるため、改変箇所の表土を戻す方法を採用しません。 なお、法面工の施工に際しては、郷土種による緑化を行います。

準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見及び事業者見解

番号	区分	意見の内容	事業者の見解
5	動物の項目について	鳥類の調査期間について、用いた調査方法では月あたりの調査日数が少なすぎるのではないかと思います。特にイヌワシやクマタカといった猛禽類は、全国的にも保護が叫ばれている種であるので、せめて1週間ほどはかけてもいいと思います。こういった猛禽類は(その調査時の条件にもよりますが)、丸3日間歩き回ってもまったく見られなかったということもあり得ると思います。	鳥類の調査方法は、専門家の指導・助言及び既存の文献に基づき設定しております。なお、これまでの現地調査でイヌワシの飛翔、クマタカの営巣を確認しています。
6	触れ合い活動の場の項目について	調査方法について、聞き取り調査が多く行われていたようですが、どの程度の規模でどのように行ったのか、詳しく教えてください。	触れ合い活動の場の聞き取り調査については、旧南信濃村振興課、旧南信濃村教育委員会、長野県教育委員会に、対面又は電話による聞き取り調査を行いました。
7	触れ合い活動の場の項目について	この計画を実施すると木地師墓石「庚申」と鳥畑は、消失するようですが、地元住民の意見や反対はないのでしょうか。また、消失することに関して意見は聞けなかったのでしょうか。意見書に載っている意見だけがすべてではないと思います。	木地師墓石「庚申」、「鳥畑」については、準備書を公告・縦覧するとともに住民説明会を開催しましたが、意見はありませんでした。
8	触れ合い活動の場の項目について	史跡や宿泊施設が消失するとなった場合、史跡などの移動などは行われないのでしょうか。また、そういったことが地元住民を中に行われる場合、援助などはないのでしょうか。	史跡の移動等については、諸関係者と協議を行い必要な措置を実施します。
9	触れ合い活動の場の項目について	小嵐川への影響について、濁流を抑えるように配慮するとありましたが、どのような配慮を行うのでしょうか。何年もかかる工事ですので、この濁流を抑えるための対策は重要になると考えていますが、どうお考えでしょうか。	工事による、小嵐川への濁水流出に対する対策として、濁水処理施設の設置、排水の水質監視、河川の水質調査を定期的に行います。
10	触れ合い活動の場の項目について	「鳥畑と木地師墓石「庚申」が、工事によって消失する」ということが分かりにくかったです。「直接改変する」などの言いまわしもありましたが、専門家でなくても内容が把握できるようにはっきり書いてほしいと思いました。	「鳥畑」、木地師墓石「庚申」については、準備書に「工事の実施により鳥畑は直接改変されて消失します。」「工事の実施により木地師墓石「庚申」は直接改変されて消失します。」と記載しています。
11	全体について	専門家の意見を聞いて対処した、などと準備書の中にたびたび出てきましたが、専門家とは誰でどのような立場の方なのでしょうか。責任を持って記載してほしいです。	準備書に記載のある専門家とは、水象、地形地質、動物、植物、生態系、景観、触れ合い活動の場を専門とする学識経験者であり、環境影響評価を実施するにあたって、指導・助言を頂きました。専門家の氏名については評価書に記載します。
12	廃棄物関係の項目について	環境保全のところに、副次的な環境影響として、廃棄物の運搬により、新たに大気汚染が発生する可能性があるかとありますが、この件に関して対策はあるのでしょうか。	準備書において、工事用車両の運行による大気質への影響について予測評価を実施し、基準又は目標と整合が図られているものと評価しています。なお、工事实施にあたっては工事用道路の仮舗装や散水等の保全対策を行います。

準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見及び事業者見解

番号	区分	意見の内容	事業者の見解
13	住民からの意見について	<p>住民の意見が一つしか出ていないことが気になりました。この事業はかなり大きなものになるかと思いますが、その具体的な内容について地元住民の方々によく周知していらっしゃるのでしょうか。もっとさらに幅広い宣伝・公表を行うべきではないかとも思います。説明会や事業計画を広くわかりやすく、住民に知らせたのでしょうか。</p>	<p>本事業は、計画策定段階において、地域住民の代表者からなる「青崩峠道路懇談会」を開催し、その内容を飯田国道事務所のホームページでも公開し、事業の概要について住民に広く周知しています。</p> <p>また環境影響評価方法書の公告・縦覧及び準備書の公告・縦覧、住民説明会の開催につきましても、長野県環境影響評価条例に基づき公告したほか、長野県ホームページ、飯田国道事務所ホームページでも紹介しました。</p>